HOKUGA 北海学園学術情報リポジトリ

タイトル	過失犯の構造(一): 社会倫理的犯罪概念から見た過 失犯の犯罪論体系
著者	吉田,敏雄
引用	北海学園大学法学研究,41(4):669-686
発行日	2006-03-31

序論 1 2

目

次

ドイツ語圏刑法学の過失犯理論状況

日本刑法学の過失犯理論状況

過失犯の構造 構成要件 客観的構成要件要素としての客観的義務違反

I

(以上本号)

過失犯の構造

社会倫理的犯罪概念から見た過失犯の犯罪論体系

田

敏

雄

1 ドイツ語圏刑法学の過失犯理論状況

それでも故意と同じく、 過失致死罪の構成要件該当性、 ち合わせ場所を指定して待たせていたところ、女性友達が空から降ってきた隕石に当たり死亡したとき、 要件には、 このような伝統的過失「責任」 二〇世紀前半のドイツ語圏刑法学においては、 意志に担われた身体的動作による結果の惹起だけが属し、それに応じて、過失は、 純粋の責任形式(Schuldform)と見られていたのである。 違法性が肯定され、 論に変革を迫ったのがK・エンギシュであった。 因果的行為論に基礎をおく犯罪概念が支配し、 ただ、責任が否定されるにすぎないことになる。 その規範論的考察に基づき、 例えば、若者がその女性友達に落 故意ほど重くは 過失の結果犯の構成 若者には ない

張したのである。 規範の優先性の視点から、 であらねばならず、 務違反=客観的回避可能性) 構成要件に、 無価値) するのではなく、 keitsbegriff)と理解されることになる。 と結果不法 部を責任に位置づけざるを得なくなる。 その後、、 一定の注意違反の行為だけを禁止すること、そして、「許された危険」は正当化事由であることを主 構成要件の基礎には命令規範、 (結果無価値) 客観的注意違反を責任から駆逐し、過失犯に独自の、「相当な注意の懈怠」が構成要件要素 次第に、 が属する。 の二分割が生じた。これを過失犯でも維持しようとすると、 目的的行為論に端を発した人的不法論が支配的になるとともに、 すなわち、不法には、 主観的行為不法なるものは過失犯には存在しない。 立法者の行為指示がある場合、 過失犯はいわゆる複合概念(der sog. komplexe Fahrlässig 客観的結果生起と並んで客観的注意違反 (=客観的 この規範は、 責任には、 過失を、 結果惹起だけを禁止 行為不法(行為 主観 一部を不法 的注意違

代のド

イツ語圏刑法学におい

ても、

反 (= 人と同じく結果を回避 主観的義務違反=主観的回避可能性) できたか 否 か は、 責任で論じられるのである。 が属する。 その 個 人の精神的・身体的能力によっても、

注意違反は過失犯の構成要件要素である。 質的不法内容を基礎づける要素はすべて含まれ、 できなかった。というのも、 構成要件該当行為はしているが、 と理解されているからである。 許され た危険」を正当化事由と捉えて、この観点から、 これは構成要件と不法の関係に関わる問題であるが、今日、 構成要件は一 違法性が阻却されるという見解 般的に禁止されている行為を類型したものであり、 不法では、 客観的注意に違反せずに、 専ら、 が一 正当化事由の介入による違法性阻 時有力となった。 構成要件的結果を惹起する者は l かし、 般に、 そうすると、 この見解は 構成要件には、 却 が 問 自己 題となる 客観的 実

要件該当性を否定する客観的基準の必要性が痛感されたのである。それは、「人の特徴は故意にではなく、 人は軽率なことをする存在である」 あったのである。 注意違反の客観化を促した背景には、 行為自体の危険性は否定できないにしても、 にふさわしい過失犯理論の展開を促したのである。 自動 過失犯が故意と並ぶ責任形式であるとの見解が見られないでもない 車 事 故の激増、 その 許された危険と許されない 他の科学技術の発展に伴う危険の増 危険を区別 加 という現象が 過失にある。 前者の構成 から9

を成 には、 ならず、 違反に基づく構成要件的結果の惹起が挙げられ 分すの できるとい 過失犯は不法においても責任においても独自の構造をもつ可罰行為の特殊形態と捉えられてい が、 過失 客観的注意違反であり、 「責任」 うのである。 論が注意義務違反の認定に当たって少なくとも客観的基準も用い 過失犯の これによって、 不法 構成要件要素には、 る。 往々にして強調されすぎる結果不法に行為不法を対置できるの 責任構成要件にお ح 0) ほ ŲΔ か ては、 に 構成要件実現 主観的 注意違反が るの 0) 危険 は場違い 調 \mathcal{O} 認識可 る。 6 であり、 ħ 不法 能 性と注 0 单 核

般

階 説)。

観的帰属の問題として論ずれば足りるという見解がそれである。(三) た結果を含んでいないことによる。したがって、注意違反という要素は一般的諸帰属基準以上のもではなく、 したにすぎないとか、信頼の原則を援用できる場合も、注意違反に欠けるが、それは各構成要件の保護目的がこういっ ときも注意違反に欠けるが、それは許された危険の法理から説明されうる。さらに、 違反に欠けるが、それは実は帰属を排除する根拠である。また、交通法規を完全に遵守している運転者が人を跳ねた 場合(例えば、上述した、女性がその友達に指定された場所で待っていたところ、隕石に打たれ死亡した場合)、 かし、近時、 客観的注意違反の過失犯における独自の意義を否定する見解も見られるようになった。 行為者が最初から法的に重要でない危険を創出 他人の故意の自己危殆化に寄与 例えば、 注意

意の不作為にあるかのような印象を与えるが、それは不作為犯と誤って理解することを助長するものである。 りも漠然としており、 なるものは存在しない」と。 保護目的に包括される危険を創出し、それが構成要件的結果となって実現したというところにある。「作為の領域では が非難されるのは、 ッチを注意深く扱うことなんかが命令されるのではなく、不注意に扱うことが禁止されている、 客観的注意違反を要求することは 何かを不作為したということではなく、 「規範論的に誤りである」とも主張される。 許された危険によって覆われない、 過失の作為犯が命令され そして、構成要件の つまり、 扱う義務 行為者 た注

無くともよいというのである。

が予見できない場合、上述した隕石落下の事例に見られるように、すでに、 負傷者が事故の結果ではなく、 客観的帰属論 からは、 さらに、 病院の火災で死亡した場合、 予見可能性(認識可能性)、 創出された危険の実現に欠けている。 回避可能性といった要素も不要だとも主張される。 法的に重要な危険の創出に欠けてい 回避可能性がない

る基準は必要ないというのである。(図) えるとき、 例えば、 危険実現が欠如している。 超過速度運転中、歩行者が車に飛び込んできたが、 したがって、 過失の構成要件該当性を認定するためには、 法定速度を遵守していても避けられなかっ 客観的帰属論を超え たとい

ず、行為者の行為可能性に照らしても決定されなければならない。換言すると、過失結果犯の構成要件に属するのは、 結果の惹起を超えて、行為者の個別能力によって(も)定められる注意義務の違反である」(G・シュトラーテンヴェ ルト)。過失の本質は、主観的構成要件要素としての主観的注意違反にあり、故意が故意犯の不法を刻印するのと同じ 法的に問題のない行為が、そこから逸脱することが不法構成要件を充足するのだが、一般的規範に照らしてのみなら 可能なことをすることだけしか要求できないからである」。「不作為犯におけるように、過失犯においても、『正しい』、 すなわち、「行為者には法的に命令されたように行動する能力が備わっていなければならない、なぜなら、法は、常に、 のであるが、近時、過失犯の構成要件該当性は個別行為者の能力に依存するという学説も見られるようになってきた。 主観的注意違反が過失犯の行為不法を刻印するという見解が、 ずれにせよ、 オーストリア刑法学でも次第に有力に主張されるようになってきたのである(一段階説)。 ドイツ語圏刑法学の通説は、 過失犯の行為無価値を、 スイス刑法学では通説となっているし、 故意犯とは異なり、 専ら客観的に捉えてきた ۴ イツ刑

日本刑法学の過失犯理論状況

2

責任条件と解され すなわち、 本の刑法学でも、 行為者が相当の注意を用いたならば、 ドイツ語圏刑法学と同じく、 てい た。 過失の実体は、 行為者の犯罪事実に対する表象の欠如が、 第二次世界大戦前は、 犯罪事実、 とくに構成要件的結果の発生することを表象するこ 過失は、 故意とともに、 その不注意に帰せら 専ら、 責任 形式な れるこ

認識・ 見という「心理的事実」 その後の規範的責任論の展開に伴い、 とができ、 させた点にあるとされていた(責任過失)。それは、 予見せず、 か つ、 これを避けることができたはずであったのに、 認識・予見に基づく結果回避措置をとらず結果を発生させたことに見ている。 にではなく、 今日、 行為者が犯罪事実を認識・予見できたにもかかわらず、 伝統的過失犯論は、 古典的犯罪概念の心理的責任論に依拠していたのである。 過失責任の実質を、 不注意によってその表象を欠き、 単なる事実の不認識ない 不注意のため すなわち、 犯罪的結果を生じ にこれを 主観的予 し不予

見可能性と、これに基づく主観的予見義務違反に規範的責任が求められるのである。

から、 るが、 力が 違反 をとるべき義務」、 どの程度に違反しているかが検討される。 されるに至った。ここに、 らに定型化して主観的構成要件要素 しかし、 的注意義務を遵守しえたのにこれを遵守しなかったと見られなければならない。 意能力を基準としながら、 このような「旧」 の存否の判断は、 客観的注意違反を違法要素と解し(違法過失)、さらに、このような主観的違法要素(?!)としての過失は 主観的予見可能性を前提とする結果予見義務は責任の問題であり、 その後、 般人に比して低くなかったかどうかが問題とされるべきであるとされる。 「危険な状態における用心深い態度をとるべき義務」、「熟考義務」に分かれるとする学説だった。 行為者が、 過失犯論から 通常人の注意能力を基準として客観的に行われなければならない。 構成要件的過失の要素としての注意義務(結果予見義務、 行為者の過失行為には、 法によって客観的に命ぜられた注意を尽くさないという事態に着目されるべきという点 新 (?)) として捉えられなけれねばならないとされる 過失論への橋渡しの役割を果たしたのが、 これに対して、 違法性阻却事 責任過失では、 由が認められないか、 行為者自身が、 前者はさらに そして、 結果回 このように、 動機づけの義務、 また、 「危険の発生を制 (構成要件的過失) その際、 その能力に照らして、 違法過失では、 避義務は違法性の その行為は 過失犯も、 特に、 結果回避義務 通常 行為者の 注意義務に 止 説が展開 問題であ 故意犯と する態度 人の注 25

同じく、 構成要件該当性、 違法性、 責任 の段階において犯罪 0 成否を検討するべきであるとする見解が 新

論と呼ばれるのである。

ば 71 心 ずれ れるのである。 にすえて、 しかし、このような犯罪論体系とは異なった角度から、 にせよ、「新」 過失の本質を結果回避措置をとらなかったことに求め、 それによると、 過失犯論の特徴は、 客観的予見可能性は結果回避義務違反の前提であるが、 過失を違法要素ないし構成要件要素として位置づけるところにある。 つまり、 客観的注意義務の内容として、 違法性の問題とする見解も 予見義務の前提では 新 結果回 過失犯 避義務を中 論と呼 な

こに、 断はしなかっただけである。 質的危険のある行為をしたときに問題となる。 行為の観念の必要性を認め、 せなかったこと 現在でも、 過失行為のもつ危険性は、 伝統的過失犯論は、 (精神の弛緩) を責任として非難できるというのである。 したがって、そのような状況を認識しながら危険かどうかを判断するように精神を緊張 これを、 「ある程度高度の」結果の客観的予見可能性である。 VΣ わゆる「修正」 結果発生の 行為者はそのような状況は認識してい 「実質的で許されない危険を持った行為」と捉らえるのである。 旧過失犯論という形をとって主張される。 るが、 過失犯の責任は、 ただ、 それは、 「危険だ」とい 過失犯の実行 結果発生の う判 実

当性は ず、そうだとすると、 現連関」 行為者個人に向けられ は不要であるとの見解が展開されている。 「行為の危険性 (事後判 最近では、 断 が 注意義務違反そのものは、 基本的には伝統的過失犯論の立場から、 あ (潜在的過失実行行為)」 その違反が非難されるというのである。 n ば足りる。 注意義務 法益侵害説からは、 と客観的帰属の要件である「危険創出連関」 (結果予見義務・結果回避意思形成義務) 本来、 違法性の判断と直接の関係をもたない。 違法なのは、 違法性と緊密に結びついた客観的注意義務違 法益侵害ないしその危険でなけ は、 (事前判断) 責任の段階ではじめて、 過失犯の構成要件該 と「危険実 n 反 ば 人の概念 なら

造をめぐって、 のように、 旧 W わゆる「新旧過失犯論争」と呼ば 過失犯論 (伝統的過失犯論) と「新」 れる議論が華麗に展開されてきたのである。 過失犯論の間で、 また、 それぞれの間で、 過失犯の理 論構

係如何といった問題関心から、 れらの関係と犯罪理論体系的 かくして、 日本刑法学における過失犯の理論的展開を追跡しながら、 要素の 過失犯理論は影の存在から日向の存在になったものの、 '相互関係等をめぐって論争が継続中であるといってよいであろう。 位置、 過失犯の構造の今日的問題点を梗概 客観的注意違反と客観的帰属の関係、 客観的注意違反の意義、 その発展はなお完結を見ず、 分析することを主眼とするものである。 お よび、 主観的分 本稿は、 注 主観的注意違反の意義' 意違反と期待可能 最近のドイツ語 依然として、 その 圏刑 関 そ

本論 過失犯の構造

構成要件

事観的構成要件要素としての客観的義務違反

像 域に の — 該行為に客観的注意違反が認められねばならない。 がって、結果犯では結果が発生し、 過失犯には未遂罪処罰規定がないのであるから、 拘束力のある行為規範、 般的禁止である。 \mathcal{O} 要請 に応じて、 注意義務は、 各事情に応じて定まる。 あるい それと行為との間に因果関係 は、 実定法に定められた注意規範から、 行為者の立場にある洞察力の つまり、 客観的注意とは、 過失犯の成立には全構成要件要素が充足されねばならな 客観的注意義務は、 (等価説) ある且 誰にでも向けられた、 あるいは、 が存在しなければならない。 つ思慮深い 具体的事 法規範とはいえないが、 情におい 人という 注意義務に違反すること て、 「差異化さ 洞察力の さらに、 特定の領 ある日 た基準 た 当

とも

単

純な形態は

危険な行為を差し控えることである(危険な行為の不作為としての注意)。

それを回避する義務、つまり、

外面的注意が生ずる。

この注意義務

 $\widetilde{\mathcal{O}}$

もつ

例えば、

消毒しても危

!成要件的結果の発生の認識可能性から、

が 務遵守能力を類型的に有するものとみなされる「基準人」が通例を特徴づけるのである。この一 義務を最善を尽くして遵守するように要請される。 自 動車運転手、 医師、 建築技術者等ならどのような行動をとったかによって定められるのである。 これからの逸脱が客観的義務違反である。 般的能力をも つ

ている以上のことが、 締法規の注意義務を遵守したことだけで、 ものではない。 行政取締法規に定められた注意義務に違反したということが、 場合によっては、 あるいは、 それとは異なったことが要求されることがあるからである。 当該法規に違反する措置をとることが注意義務の内容を為すことがある。 客観的注意違反が否定されるものでもない。 直ちに、 行為者の過失行為を肯定することに繋がる 具体的状況から、 法規に定め 他方、 取

り除く(外面的注意。 に関係し、 ここに、 つまり、 後者は、 要求される客観的注意には、 保護法益に対する危険を認識し、 この危険を要請される注意処置をとることで許される程度にまで局限することに関係するのであ äußere Sorgfalt) 内部的側面と外部的側面がある。 が客観的注意の内容である。 適切な評価を下すこと (内面的注意。 前者は、 行為に伴う危険に注意を払うこと innere Sorgfalt) 以 危険を取

えば、 る特別の知識、 のを認めたら、 おいて、 内面的注意に関して、 水泳プー 基準人が通常もっている知識であり、この者に期待される照会や注意から得られるであろう知識である。 例えば、 歩道から車道に突然飛び出してくることを予期しておかねばならない。 ルの監視員には、 構成要件実現の危険性を認識する可能性があったか否かの判断基礎を為すのは、 ある交差点が特別に危険であるという知識も危険の認識の基礎を為す(下記Ⅱ 客の安全に継続的に注意を払う義務があるし、 自動車運転者は、 行為時に、 行為者のもって 幼児が歩道に 6参照)。 行為状況 ζĮ 例 る に

北研 41 (4・9) 677

Ⅱ7参照)。

険性を除去できない 原材料の使用はやめなければならない。 引き受け過失も不作為義務違反の特殊形態である (下記

例えば、 に言って、 が手術を開始するに当たって、 注意義務 会的有用性のために、 臨床試験)。さらに、行為を開始するに先立ち、情報を収集しなければならない(情報収集義務の履行としての注意)。(③) しかし、 治療技術の進展、 医師は、 (危険状況における注意深い作為としての注意) 行為の社会的価値が大きいほど、 高速度交通機関、 麻酔剤を使用するに当たって、患者の心臓疾患などの異常体質に関する問診をしなければならない 薬剤の開発に関する最新の情報を追跡しなければならない。 許される場合がある。 工場における危険な機械の使用といったような危険な行為が、 経験の未熟な看護師にその手術中の分担行為に関して十分な説明をする義務)。 この場合、 行為に伴う危険の許容度も大きくなる 行為に伴う危険を除去する、 がある。 る。 例えば、 監督・監視義務がここに属する (例えば、 または、 現代社会におけるその社 薬物の効果測定のため 許容限度内にとどめる (外科医 般的

分業体制をとる他の分野にも適用されるようになってきた 道路交通の分野では、 客観的義務違反は信頼の原則によって制限される。 (下記二1c参照)。 しかし、 この原則は、 現在では、

客観的注意義務が個 づけが問われる。 しかし、 問題は、 過失構成要件は客観的義務違反に尽きるものなのか、 客観的注意違反は、 人の精神的、 身体的事情からして従うことのできない行為者にも関係するべきなのか、 個々の行為者の個人当為を徴憑するに過ぎないというところにある。 それがさらに論点とされるべきである。 その基礎 なぜ、

(つづく)

1 令された注意の懈怠にあり、それが責任の領域の問題であることについては異論がなかった。 伝統的過失犯論においては、責任主義に関連した過失の本質については見解の一致が見られなかったのであるが、 客観説の争いがあった。 G. Duttge, Zur Bestimmtheit des Handlungsunwerts von Fahrlässigkeitsdelikten, 2001 ただし、この注意義務の基準について、

どころとはなりえない。というのは、これらの基準はそれ自体不明確すぎるし、 のの個性にかからしめなければならない。 せいぜい、人の力で避けられうる結果しか阻止できない。不当な厳しさを避けるためには、責任過失を、過失の行為に責任を負うも にとって受け入れがたいことである。個別事例で、知性の不足が意志の欠陥として実際に処罰されることは受け入れがたい。 よると、刑法の責任が、特定の違法行為を問われる特定個人からしか導かれないのであるから、客観的基準を基礎におくことは刑法 からであると。 例えば、 主観説に立つF・ブルック (F. Bruck, Zur Lehre von der Fahrlässigkeit im heutigen deutschen Strafrecht, 1885) ローマ民事法の「抽象的基準人」も、 したがって、裁判官の個性によりその質が変化する 平均的程度の洞察と慎重さも、 裁判官の有用なより

の及ばないことを義務づけられることはない。民法第二七六条の定める「社会生活において必要な注意」が必要であるが、 務違反行為の非難が可能だからである。 いては、それが過度の注意義務であってはならないと。 力からしても結果を避けることができた場合に限られる。 に払ったか否かである。この基準は、行為者の人物を考慮に入れることなく、 ると、先ず認定されるべきなのは、行為者が、事例の状況に応じて理知的判断を下すために命令される程度の注意を結果回避のため 折衷説に立つR・フォン・ヒッペル(R. v. Hippel, Deutsches Strafrecht, Bd. 2, 1930 u. Lehrbuch des Strafrechts, 1932) 無罪が言い渡されるべきである。客観的注意義務違反があっても、 避けるべきだということの前提には避けることができるということがある、誰も、 というのは、この主観的基準も当てはまる場合にだけ、 直ちに有罪判決が下されるべきでなく、 つまり、客観的に定められる。客観的注意を払ってお 行為者が自己の能 行為者に対する義 刑法にお 自分の力

果を避けることができたといえる場合、 定程度の客観的注意が、 主観性にゆだねるなら、その社会は存立しえないだろう。 客観説に立つA・F・ベルナー(A. F. Berner, Lehrbuch des deutschen Strafrechts, 16. Aufl., 1891)によると、すべてのことを 行為者の履行せねばならない前提要件であると宣言している。 過失の前提条件がそろう。 市民生活において必要な通常の注意を払うことで、意図せずして生じた結 国が過失に刑罰をもって警告している所ではどこでも、 ただし、きわめて軽い過失を処罰することが

する民事法の答責の限界と過失を理由とする可罰性の限界はまったく一致しないのであり、したがって、それほど重くはない過失で は、可罰性はないが、民事法上の賠償義務はあるということがありうるのであると。 あってはならない、というのは、 そういうことをすれば、刑法の基本原則が破られることになるからである、つまり、 過失を理由

- 2 M. Burgstaller, Das Fahrlässigkeitsdelikt im Strafrecht, 1974, S. 43 (グラースベルガーの例)。
- 3 安吉訳『刑法における故意・過失の研究』一九八九年)。 K. Engisch, Untersuchungen über Vorsatz und Fahrlässigkeit im Strafrecht, 1930 (Neudruck 1964), S. 344. (荘子邦雄 小橋

度として把握した。 を責任の領域から違法性の領域へ放逐し、過失を、法益に対する尊重を欠いた反社会的心情、つまり、一種の社会的危険性のある態 の認識、予見の不存在という心理的事実と、その認識、予見の欠如が非難に値するという規範的要素(内面的不作為)のうち、後者 にあり、その責任は犯罪事実の認識ないし認容という純心理的事実に尽きるが、そうすると、過失については、その特徴である結果 K・エンギシュに先立って、G・ラートブルッフは、心理的責任論を貫徹するという観点から、故意犯の違法性は法益侵害の惹起 四二頁以下。 G. Radbruch, Über den Schuldbegriff, ZStW Bd. 24 (1904), 344ff. 参照 藤木英雄『過失犯の理論』(一九六九

erforderliche Sorgfalt)を尽くさなかったことにあり、注意義務を果たしたときの行為は、結果が発生しても、違法ではないと主張 schuld)を主張したが、過失の本質的要素は、 した。F. Exner, Das Wesen der Fahrlässigkeit, 1910 F・エクスナーは、過失責任を意志責任として説明することはできず、法益尊重の念を欠いた態度にあるとし、 許された危険(erlaubtes Risiko)の見地から、社会生活上必要な注意(im Verkehr 感情責任 (Gefühls

- 4 Aufl., 1969, S. 130, 175f. 目的的行為論の創始者であるH・ヴェルツェルも、不法の主観化を故意犯に限定した。H. Welzel, Das deutsche Strafrecht, 11
- 5 Strafrecht in seinen Grundzügen 1955, S. 69ff Th. Rittler, Lehrbuch des österreichischen Strafrechts, A. T., 2. Aufl., 1954, S. 165f.; F. Nowakowski, Das österreichische
- $\widehat{\underline{6}}$ M. Burgstaller, Wiener Kommentar zum Strafgesetzbuch, 2. Aufl., 2001, §6 Rn. 38
-) M. Burgstaller, (Fn. 2), S. 24ff.

法要素であるとしていたが H・ヴェルツェルも、当初は、非故意の法益侵害行為において法の命令する目的的制御が欠如していることは過失行為の構成的違 (H. Welzel, Die finale Handlungslehre und die fahrlässigen Handlungen, JZ 1956, 316f., 317)′後に

客観的注意適合行為はすでに構成要件該当性が否定される、社会生活において必要な注意の懈怠は構成要件において類型化された行 Delikte, 1960, S. 14f., 24)° 為無価値を基礎づけると主張するにいたった(H. Welzel, Fahrlässigkeit und Verkehrsdelikte. Zur Dogmatik der fahrlässigen

- 8 K. A. Hall, Über die Leichtfertigkeit. Ein Vorschlag de lege ferenda, in: Festschrift für E. Mezger, 1954, S. 229ff., 248.
- 9 E. Schmidhäuser, Strafrecht, A. T., 2. Aufl., 1975, 9/27, 10/77ff.; J. Baumann, U. Weber, W. Mitsch, Strafrecht, A. T., 9. Aufl.,
- 10 九九九年); M. Burgstaller, (Fn. 6)., 2001, §§ 6, 7.; D. Kienapfel, F. Höpfel, Grundriß des österreichischen Strafrechts, A. T., 9. Aufl., 2001, S. 152ff.; H. Welzel, (Fn. 4), S. 131f.; H. J. Hirsch, Der Streit um Handlungs- und Unrechtslehre, insbesondere im Spiegel der Zeitschrift für die gesamte Strafrechtswissenschaft, ZStW 94 (1982), 239ff., 266 H.-H. Jescheck, Th. Weigend, Lehrbuch des Strafrechts, 5. Aufl., 1996, S. 564f.(西原春夫監訳『ドイツ刑法総論
- 11 C. Roxin, Strafrecht, A. T., 1997, §24 Rn. 10-11. (平野龍一監訳『ロクシン刑法総論』二〇〇三年)
- (2) G. Jakobs, Strafrecht, A. T., 2. Aufl., 1991, 9/6
- (3) C. Roxin, (Fn. 11), §24 Rn. 13.
- 関係上自己の義務とされている注意を守らなかったときは、不注意は義務に反するものとする。」(法務大臣官房司法法制調査部訳 なかったことを犯行の原因とすべきときは、犯人は過失によって重罪または軽罪を犯したものとする。 T., 2. Aufl., S. 145ff.; J. Rehberg, Strafrecht I, 6. Aufl., 1996, S. 232ff. 2000, S. 407ff.; ders., Zur Individualisierung des Sorgfaltsmaßstabes beim Fahrlässigkeitsdelikt, in: Festschrift für H.-H 法務資料第三八五号・一九六四年)は、通説により、一段階説で把握されている。 Jescheck, 1985, S. 285ff.; K. Seelmann, Strafrecht, 2. Aufl., 2005, VIII. Fahrlässigkeit.; F. Riklin, Schweizerisches Strafrecht, A S. Trechsel, Schweizerisches Strafrecht, A. T., 4. Aufl., 1994, S. 235ff.; G. Stratenwerth, (Deutsches)Strafrecht, A. T., 4. Aufl., スイス刑法第一八条第三項(過失)「犯人がその義務に反する不注意により自己のふるまいの結果に気付かず又はその結果を顧慮 犯人が事情上及びその個人的
- <u>15</u> 7. Aufl., 2004, §10 Rn. 13ff.; K. H. Gössel, Alte und neue Wege der Verbrechenslehre seit Beling, in: Festschrift für K. Benge. 1984, S. 23ff. G. Jakobs, Studien zum fahrlässigen Erfolgsdelikt, 1972, S. 58ff.; ders., (Fn. 12), 9. Abschn Rn. 5ff.; H. Otto, Grundkurs A. T., (阿部純二訳「過失犯罪に関する新旧の理論」(K・H・ゲッセル著・宮沢浩一・井田良監訳『正義・法治国家・刑法

ung im Rahmen des Fahrlässigkeitsdelikts, GA 1993, 459ff.; G. Freund, Richtiges Entscheiden - am Beispiel der Verhaltens Straftatzurechnung - Strafrechtszweck - Strafausschluß - Strafverzicht - Strafklagverzicht, in: hrsg. v. J. Wolter u. a., Straftat Straftat und Straftatsystem, Strafatat, Strafzuzmessung und Strafprozeß im gesamten Strafrechtssystem, Straftatbegriff und Maßstab der Sorgfaltswidrigkeit beim Fahrlässigkeitsdelikt, 1992, S. 65ff,; ders., Offene und verschleierte Individualisier E. Struensee, Der subjektive Tatbestand des fahrlässigen Delikts, JZ 1987, 53ff.; E. Samson, Systematischer Kommentar zum Bewertungsgegensdtands, 1998.; G. Duttge, Münchner Kommentar, Strafgesetzbuch, §15, 2003.; U. Kindhäuser, Strafrecht, A. T. 1996, S. 135ff (192ff., 194).; A. Kremer-Bax, Das personale Verhaltensunrecht der Fahrlässigkeitstat. Zur Individualisierung des Daten, GA 1991, 387ff. 404.; ders., Strafrecht, A. T., 1998, §5 Rn. 22ff.; W. Gropp, Strafrecht, A. T., 1998, §12 Rn. 82ff.; W. Frisch bewertung aus der Perspektive des Betroffenen, insbesondere im Strafrecht. Zugleich ein Beitrag zur Relativität objektiven Strafgesetzbuch, Anhang zu §16, 1989, Rn. 13ff.; A. Castaldo, "Non intelligere, quod omnes intelligunt": objektive Zurechnung (一九九○年)所収・七七頁以下); R. Maurach, K. H. Gössel, H. Zipf, Strafrecht. A. T., Teilband 2, 7. Aufl., 1989, §43 III Rn. 23ff.

には、故意の行為のみが罰となる。」と規定するにすぎない。 なお、ドイツ刑法第一五条 (故意の行為と過失の行為) は、 「法律が、過失行為に対して、明文をもって、 刑罰を科していない場合

(乌) O. Triffterer, Österreichisches Strafrecht, A. T., 2. Aufl., 1994, S. 297ff.; ders. Merkmale der Fahrlässigkeitsdelikte und ihre subjektive Sorgfaltswidrigkeit bei der Fahrlässigkeit als Unrechtselement, in: Festschrift für M. Burgstaller, 2004, S. 111ff. (Bedeutung im Verbrechenssystem, in: Festschrift für Andrejew, 1988, S. 189ff.; ders., StGB-Kommentar, 2004, §6.; R. Moos, Die 敏雄訳「過失における不法要素としての主観的注意違反上・下」北海学園大学『法学研究』第四一巻第二号(二○○五年)三四七 同第三号(二〇〇五年)五二一頁以下); ders., StGB-Kommentar, 2004, §4.

りかつ自己に対し期待されるべき注意を怠り、その結果、法定の所為像と一致する事実関係を実現する可能性のあることを認識しな かった者は、過失で行為したものである。」(法務大臣官房司法法制調査部訳・法務資料第四二三号・一九七五年)は、 一段階説で把握されている。 なお、オーストリア刑法第六条(過失)第一項「事情上その義務を負い、かつ自己の精神的及び身体的状態によればその能力があ 通説により、

<u>17</u> 井上正治『過失犯の構造』(一九五八年)五〇頁以下。この見解に対する批判として、西原春夫「過失犯罪の構造」 (中山研一・西

編『現代刑法講座第三巻』(一九七九年)一 頁以下、 七頁以下)

 $\widehat{18}$ 不注意の判断基準は抽象的な一般人を標準とする。 構成要件的過失である。 三頁以下。 大塚仁 『刑法概説 佐久間修 (総論)』 構成要件的過失の内容である客観的な不注意は、結果予見義務の違反と結果回避義務の違反に区分される。 『刑法講義(総論)』(一九九七年)一三二頁以下、二七五頁以下 (一九八六年) 一九九頁以下、四一二頁以下。同、 責任段階では、 主観的結果予見義務と主観的結果回避義務が問題となる)。 『刑法論集①―犯罪論と解釈学―』(一九七六年)二 (違法・責任過失を類型化したものが

て主観的注意違反(主観的予見可能性と主観的回避可能性)があると論ずる。 目的的行為論者の福田平『刑法総論』(一九八四年)一二〇頁以下、一八四頁以下も、 構成要件的過失の概念要素として、客観的注意違反(客観的予見可能性と客観的回避可能性)があり、 過失は違法要素であり、 構成要件要素である 過失責任要素とし

主観的違法要素ではないと指摘している。 團藤重光『刑法綱要総論(第三版)』(一九九○年)一三五頁は、正当にも、 客観的注意違反は客観的違法要素であって、

客観面における構造は、 考慮に入れるものの、 失犯においては、 予見可能性を前提として認定される(個別的予見義務違反))。前田雅英『刑法総論講義 般に結果発生の可能性がある行為(一般的危険性)であれば足り、主観面では、 なお、 (相当因果関係) これは、 基本的に、「旧」過失犯論に立脚しながら、 『刑法の重要問題・総論』(一九九六年)一五三頁、一八三頁以下、 客観的予見可能性を前提として認定され(一般的予見義務違反)、責任の段階で、責任要素としての過失では、 客観的構成要件要素として、法益侵害の結果と実行行為(具体的で実質的な危険行為)、さらに、 が必要である。 あくまで一般人を基準に判定される。 故意犯と同じく実行行為と構成要件的結果との間に 責任要素としての過失 主観的構成要件要素としての過失と責任要素としての過失を認める見解がある。 (予見可能性) 責任要素である過失は、 は、 (客観的) 相当因果関係の存在が要求され、実行行為は、 同『刑法総論』(一九八九年) 行為者の認識した事情や類型化しうる行為者の能力を 主観的構成要件要素として構成要件的過失が要求 主観的構成要件要素でもある)。 (第三版)』(一九九八年) 三五〇頁以下 九九一 一頁以下 両者の間の因果関

然らば予見義務は何のために課せられるかといへば、 反対な行為義務が課せられてゐるからである。 五六頁以下「注意義務が課されることによって予見義務が課されるのであるから、 刑法学における結果回避義務を中心とした過失犯理論の先駆者として宮本英脩を挙げている。宮本英脩 藤木英雄(「過失をめぐる学問上の論争点」藤木英雄編著『過失犯─新旧過失犯論争─』一九七五年・四○頁以下、 即ち更に予見義務は反対行為義務の存在を前提とする。 それははじめに吾々には結果を予見することによってその発生を防止する為 注意義務の存在は予見義務の存在を前提とする。 斯やうに解すると、 『刑法大綱』(一九三五年) 四九頁) は、

を課する事情は同時に反対行為義務を課する事情であるから、反対行為義務の事情のないところには、 予見し得る場合でも、予見義務もなく又た注意義務もなく、従って又た過失もない たとへ何等かの事実上の危険

 $\widehat{20}$ 年)二七頁以下。川端博『刑法総論講義』(一九九五年)一九三頁以下。大谷實『刑法講義総論(第四版)』(一九九六年)二二六頁以 西原春夫『刑法総論』 (一九九七年) 一七四頁。藤木英雄『刑法講義総論』(一九七五年) 二三八頁、 同 『過失犯の理論』(一 九六九

刑事責任が問われる場合には、ある程度具体的な予見可能性が必要であるが、企業災害の場合には危惧感で足りるとするいわゆる生 務の前提であり、「この場合の予見可能性は具体的な因果過程を見通すことの可能性である必要はなく、何事かは特定できない 生にいたる具体的因果過程の予見までは必要でなく、一般人ならばすくなくともその種の結果の発生がありうるとして、 分など、故意に必要な認識・予見の対象について、一般的に予見が可能であることを要する。 度の具体的予見可能性が必要である。したがって、 惧感をいだく程度のものであれば足りる」〔危惧感・不安感説。新・新過失犯論とも呼ばれる〕。藤木英雄・前掲書 結果回避措置をとったであろう事実が予見可能性の対象となる。西原春夫・前掲書・一七四頁。③「予見可能というためには、 であるが、それではあまりにも抽象的に過ぎるので、具体的には、結果発生の原因となった事実で、 九八三年)二五三頁以下、二五九頁。②結果回避義務の論理的前提として、予見可能性が要求され、 前掲書・二二九頁。日高義博「過失犯の構造」新過失論からの一試論」(植松正・川端博・曽根威彦・日高義博『現代刑法論争I』一 活関係別過失論。板倉宏『刑法総論』(一九九四年)二六四頁。 る種の危険が絶無であるとして無視するわけにはゆかないという程度の危惧感であれば足りる」。④交通事故のように個人の行為者の 二四○頁。参照、徳島地判昭四八・一一・二八判時七二一号七頁〔森永ドライミルク中毒事件差戾審判決〕予見可能性は結果回避義 この説の内部において、客観的予見可能性の程度、 注意すれば、 判断対象等について、見解が分かれる。 同・『現代社会と新しい刑法理論』(一九八〇年)六九頁以下。 行為の客体、行為、 結果および行為と結果との因果関係の基本的部 川端博・前掲書・一九九頁。 ①一般人を結果回避へと動機づける程 それを予見すれば通常人ならば その対象は、 結局は結果の発生 (刑法講義総論

犯罪事実の認識・予見を欠いているが、 危険が具体的に結果へと実現する基本的な因果過程である。その基準は、行為者本人にとっての可能性である)。堀内捷三『刑法総論 ○○年)一九六頁以下(過失は、責任要素としての具体的な予見可能性を意味する。その内容は、 (第二版)』(二〇〇四年) 平野龍 一『刑法総論Ⅰ』(一九七二年)一九○頁以下。「旧」過失犯論の立場をとる者に、 は、「過失は故意と並ぶ責任の主観的要件である。故意は犯罪事実の認識・予見であるのに対して、 犯罪事実の認識・予見の可能性のある場合をいう」(一一六頁)、そして、 中山研一『概説刑法』 (第二版)』(二〇 構成要件的な結果のほか、 予見可能性の判断

求・刑法総論』(一九九八年)一五六頁以下、同、『刑法総論』(二○○一年)二○一頁以下参照。 険を持った行為であり、過失は専ら責任の要素であるが、過失の標準は行為者の能力である、なぜなら、 あるが、行為者には予見可能であったという場合、一般に法は通常人を対象として制定されているからだと論ずる。 に対して、浅田和茂 『刑法総論』 (二〇〇五年) 三四一頁以下は、 て予見不可能であったとして注意義務を否定せざるをえなくなり、 刑法総論下Ⅰ』(一九九一年)一一〇三頁以下、町野朔 行為者の属する集団の平均人をおく。その理由は、主観説を採れば、 『刑法総論講義案(第二版)』(一九九五年)二五五頁以下、 過失行為は、 過失責任を免れることになるからだと主張する(一二九頁)。これ 故意行為と同じく、結果発生の実質的で許されない危 行為者が現実に予見しなかった以上は、 通常人であれば予見可能で 山口厚 その他、 行為者にとっ 『問題探 内藤謙

- $\widehat{24}$ 23 $\widehat{22}$ 度の危険」という要件は構成要件要素である。責任要素としての主観的予見可能性は高度のものでなければならないが、 なるとするのは妥当でなく、「実質的で許されない危険をもつ行為」という基準は、過失犯にも故意犯にも妥当する。「許されない程、林幹人『刑法総論』(二〇〇〇年)二八二頁以下も次のように論ずる。故意犯と過失犯とで、実行行為ないし構成要件・違法性が異 能性とその義務および右結果の発生を未然に防止することの可能性とその義務」を考察しなければないとして、結果予見義務と並ん こし、折り重なって転倒し、一二四名の圧死者を出した事件につき、 いたる現実的因果経過は予見可能性を要しない。 で結果回避義務を挙げている。 大判昭和四・九・三裁判例三刑法二七は、注意義務を定めるについて、「行為当時において一般通常人が認識しうべかりし及び行為 なお、最決昭和四二・五・二五刑集二一・四・五八四 山中敬一『刑法総論Ⅰ』(一九九九年)三五六頁。同、『刑法総論Ⅱ』(一九九九年)六○五頁。 〔弥彦神社事件〕 過失犯が認められるためには「結果の発生を予見することの可 は、 元旦に神社で餅まきを催した際、 群衆が滞留現象を起 結果発生に
- が認定されるからである。同様に、主観的予見可能性も主観的注意違反(主観的回避可能性) 結果発生の抽象的危険を基礎づけるのであり、そして、この抽象的危険からこれに対応する危険で、 者が特に認識しおりたる事情を基礎としてその基礎の上において一般通常人の注意を払いて克く罪となるべき事実を認識しうべか しや否によりて」定めるべきと判示している。 なお、客観的予見可能性は客観的注意違反(客観的回避可能性)に包括される。 というのは、 に包括される。 客観的予見可能 社会的に不相当の注意違反行為 R. Moos, (Fn. 16. 性 が事前の の観点から
- 25 H.-H. Jescheck, Th. Weigend, (Fn. 10), S. 582. 藤木英雄・前掲書 (注三)·五七頁以下。

subjektive Sorgfaltswidrigkeit.) S. 62, Fn. 258

三・四・二四刑録二○・六一九頁(たんに取締法規を遵守しただけで、常に注意義務の履行に欠けることがなかったとは断定できな 大判昭和八・一二・六刑集一二・二二二四頁(道路取締令に違反した措置をとることが注意義務の内容を為す場合がある)、大判大

- $\widehat{26}$ い義務、②危険な状況において慎重な態度(作為・不作為)をとる義務、 (Fn. 3), S. 283ff. U. Kindhäuser, (Fn. 15), §33 Rn. 20.; W. Gropp, (Fn. 15), §12 Rn. 23-29. K・エンギシュもすでに注意義務を①危険な行為をしな ③法遵守 (情報収集) 義務に分けて論じていた。K. Engisch
- (%) H.-H. Jescheck, Th. Weigend, (Fn. 10), S. 579.
- (瓷) H.-H. Jescheck, Th. Weigend, (Fn. 10), S. 580.
- (会) RG 63, 211 (214) [山羊毛事件].
- $\widehat{30}$ 藤木英雄・前掲書(注二〇『総論』)二四一頁以下。H.-H. Jescheck, Th. Weigend, (Fn. 10), S. 580.
- 31 を確認するように配慮する義務がある)。最判昭和六三・一〇・二七刑集四二巻八号一一〇九頁〔日本アエロジル工場塩素ガス流出事 故事件〕。 の体内に滑り落ちる危険のあることを指摘し、注意を与え、しかも、遅くとも手術の直後には手術に用いた器具その他の物品の個数 U. Kindhäuser, (Fn. 15), §33 Rn. 24.; BGH NJW 1955, 1487f. (特別な事情の下では、 執刀医には、介助看護師に、手術器具が患者
- 32 H.-H. Jescheck, Th. Weigend, (Fn. 10), S. 580f. 藤木英雄・前掲書(注三)・三三頁。
- (3) H.-H. Jescheck, Th. Weigend, (Fn. 10), S. 581.

67, 12 (23).

BGHSt 21, 59 (60). また、治療法の正確な知識のない医師は専門書を紐解いて情報を得なければならない。 RGSt 64, 263 (269); RGSt